

(お知らせ)

令和5年8月29日  
防 衛 省

### 日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、FAC5123大矢野原・霧島演習場、FAC5125健軍駐屯地及びFAC5130奄美駐屯地の追加財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

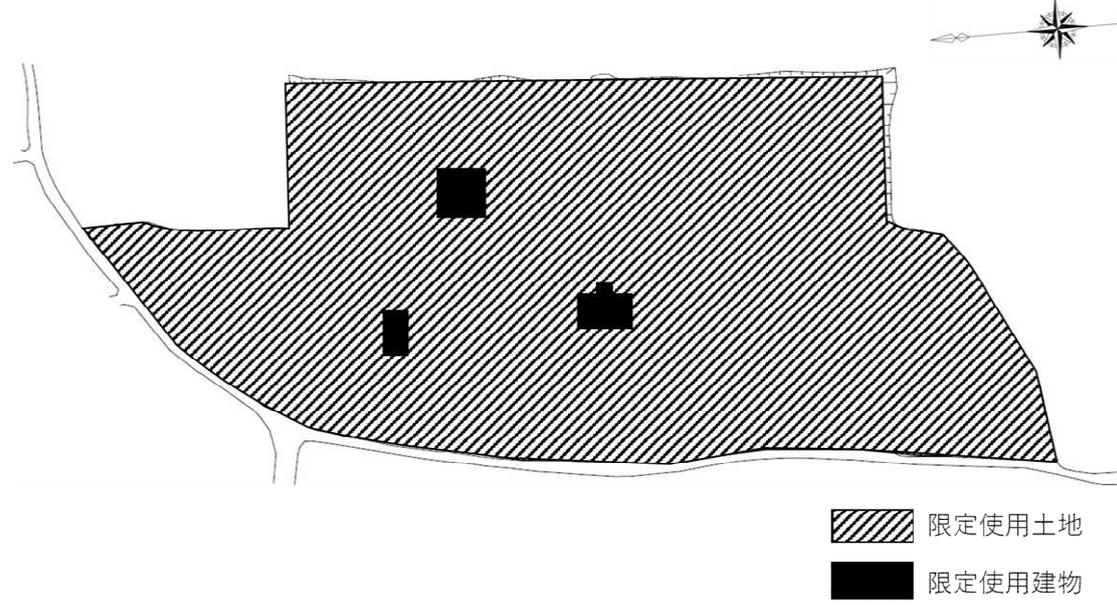
件名	FAC5123 大矢野原・霧島演習場、FAC5125 健軍駐屯地及びFAC5130 奄美駐屯地の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和5年8月24日
施設・区域名称	FAC5123 大矢野原・霧島演習場 FAC5125 健軍駐屯地 FAC5130 奄美駐屯地
合意対象所在地	宮崎県えびの市（大矢野原・霧島演習場） 熊本県熊本市（健軍駐屯地） 熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町（高遊原分屯地） 鹿児島県大島郡瀬戸内町（瀬戸内分屯地）
合意対象面積等	土地：約60,000㎡（大矢野原・霧島演習場） 約3,900㎡（健軍駐屯地） 約18,000㎡（高遊原分屯地） 約4,900㎡（瀬戸内分屯地）
	水域等：－
	建物：3棟 約2,500㎡（大矢野原・霧島演習場） 5棟 約2,100㎡（健軍駐屯地） 5棟 約4,100㎡（高遊原分屯地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）（大矢野原・霧島演習場、健軍駐屯地、高遊原分屯地及び瀬戸内分屯地）
	附帯施設：－

**【事案内容】**

本件は、国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン23）後段（実動訓練）を実施するため、陸上自衛隊大矢野原・霧島演習場、陸上自衛隊健軍駐屯地、陸上自衛隊高遊原分屯地及び陸上自衛隊瀬戸内分屯地の土地等を使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

- （陸上自衛隊大矢野原・霧島演習場）
- 土地：約60,000㎡
- 建物：3棟 約2,500㎡
- 工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
- 使用期間：（1）令和5年10月12日～同月31日
- （2）必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間



※次頁に続く

(陸上自衛隊健軍駐屯地)

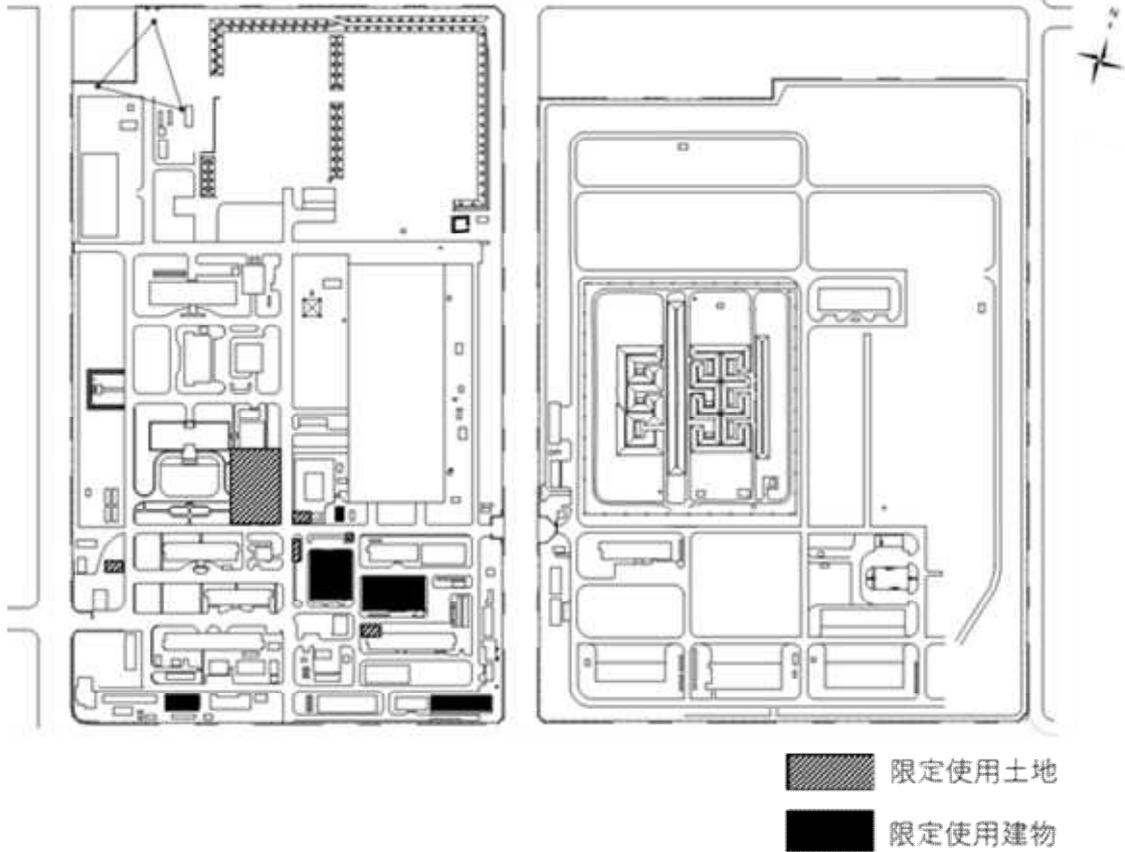
土地：約 3,900 m<sup>2</sup>

建物：5 棟 約 2,100 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式 (関連備品を含む。)

使用期間：(1) 令和 5 年 10 月 4 日～同年 11 月 3 日

(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間



※次頁に続く

(陸上自衛隊健軍駐屯地 (高遊原分屯地))

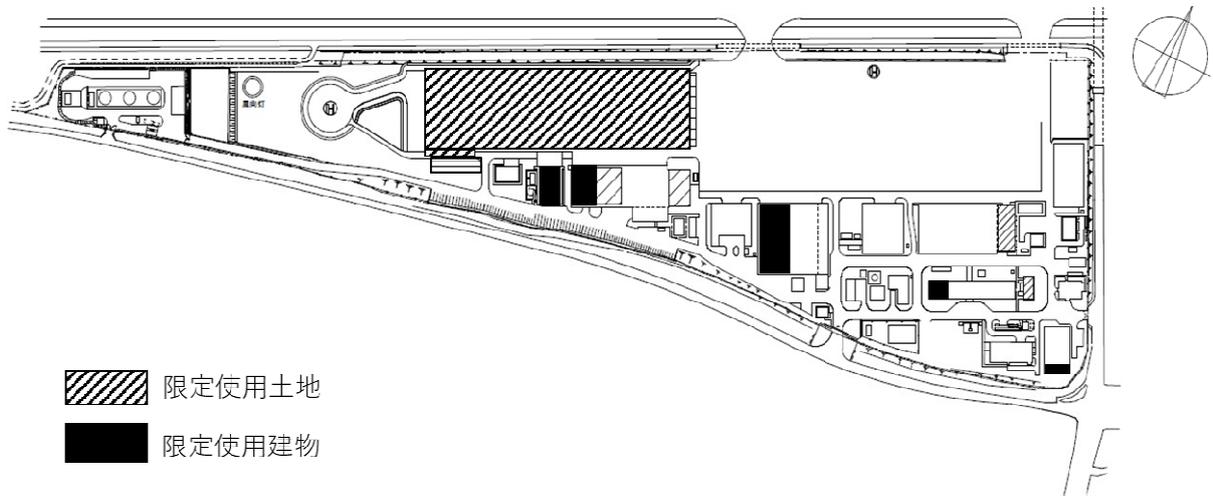
土地：約 18,000 m<sup>2</sup>

建物：5棟 約 4,100 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式 (関連備品を含む。)

使用期間：(1) 令和5年10月12日～同年11月2日

(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間



※次頁に続く

(陸上自衛隊奄美駐屯地 (瀬戸内分屯地))

土地：約 4,900 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式 (関連備品を含む。)

使用期間：(1) 令和 5 年 10 月 21 日～同年同月 26 日

(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間

